



平成 27 年 8 月 18 日

各 位

株式会社 **フレンテ**

上場会社名

代表者

(コード番号

問合せ責任者

(TEL

代表取締役社長 小池 孝

2226)

経営支援本部副本部長 藤井 裕典

03-3979-2116)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行すること、及び「定款一部変更の件」を本年 9 月 29 日開催予定の第 39 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることにより、企業価値の向上を実現することを目的としております。

(2) 移行の時期

本年 9 月 29 日開催予定の第 39 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 事業活動の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が本年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ③ 同改正法により、責任限定契約を締結できる範囲が非業務執行取締役にも拡大されたことに伴い、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 9 月 29 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 9 月 29 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 (条文省略)	(商 号) 第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 (条文省略) (1) ~ (28) (条文省略) (29) 農産物、海産物、畜産品及び加工食品の販売 (30) ~ (35) (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり) (1) ~ (28) (現行どおり) (29) 農産物、海産物、畜産品、 <u>酒類</u> 及び加工食品の販売 (30) ~ (35) (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 (条文省略)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条~第9条 (条文省略)	第5条~第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議</u> によって定め、これを公告する。 3. (条文省略)	(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. <u>当社は</u> 、株主名簿管理人及びその事務取扱場所を定め、これを公告する。 3. (現行どおり)
(株式取扱規程) 第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規程</u> による。	(株式取扱規程) 第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、 <u>株式取扱規程</u> による。
第12条~第18条 (条文省略)	第12条~第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員 数) 第19条 (条文省略) (新設)	(員 数) 第19条 (現行どおり) <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は7名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>

現行定款	変更案
<p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、<u>就任後</u> 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後</u> 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p>	<p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役<u>及び監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各取締役に発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法 399 条の 13 第 6 項により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下「報酬等」という</u>) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集) 第 30 条 <u>監査等委員会の招集は、会日の 4 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第 31 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第 29 条～第 37 条 (条文省略)</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>第 6 章 計 算 第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計 算 第 32 条～第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、第 39 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p>